

令和7年第2回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和7年2月7日（金）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 本館4階北会議室

出席一覧表

地区名	役 職	農 業 委 員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠
東部地区	古市	松永 年實	○		
		麻 隆司	○		
		笹本 育司	○		
				松本 武博	○
	西浦	塩田 勝則	○		
		高橋 寛	○		
		井口 優	○		
				辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長	堀内 利弘	○	
			植野 純央	○	
			吉田 隆美	○	
				吉田 繁	○
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○	
				尼丁 正寄	○
	高鷲	会 長	奥野 晋也	○	
			松本 忠久	○	
	丹比		大谷 章	○	
			小池 良夫	○	
				大谷 憲央	○

出席委員 （農業委員 14名） （推進委員 5名）

欠席委員 （農業委員 0名） （推進委員 0名）

農業委員会事務局 金森 淳 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

案 件

・報告 第 3 号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	2 件
・報告 第 4 号	耕作目的変更届について	1 件
・議案 第 4 号	農地法第3条の規定による許可申請について	3 件
・議案 第 5 号	農地法第5条の規定による許可申請について	2 件
・議案 第 6 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について	1 件
・議案 第 7 号	農用地利用集積等促進計画（案）の承認について	4 件
・議案 第 8 号	農用地利用集積等促進計画（案）の承認について	2 件
・議案 第 9 号	特定農地の貸付け承認申請について	1 件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 14：00】

事 務 局	定刻となりましたので、ただいまより令和7年第2回の農業委員会定例会を開催させていただきます。 出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。
奥野会長	皆様、こんにちは。 今週に入りまして、本当に一番寒い四季おりとなりました。体にこたえるような寒さになって今日ご参集いただきましてありがとうございます。この前通知にありましたように、南河内地区の農業委員会の講習会の方、2月18日藤井寺市民会館の方でありますので、できるだけ寒い中でございますが、ご参加の方よろしくお願い申し上げたいと思います。 また東部地区の委員の皆さんには地域計画の会議の関係でいろいろお世話になっております。会議の方、進行がうまくいくように、よろしくお願い申しあげたいと思います。 またこれからもまだまだ寒い日が続くと思いますが、お体にご自愛いただきましていろいろ活動、頑張っていたきたいと思います。 それでは、案件の概要の方、事務局長の方よりお願いしたいと思います。
事 務 局	ありがとうございました。 それでは、令和7年第2回農業委員会定例会の案件の概略を、説明させていただきます。 はじめに、報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 古市地区2件です。 次に、報告第4号 耕作目的変更届について 古市地区1件です。 次に、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について 西浦地区1件、古市地区2件の合計3件です。 次に、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について こちら議案書の訂正がございます。 お配りしました議案書には、2件の記載がありますが、上段の丹比地区の案件につきましては、本定例会への上程は保留となりましたので、今回は、下段の駒ヶ谷地区1件となります。 併せて議案書の訂正をお願いいたします。申し訳ありません。 次に、議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 西浦地区1件です。

	次に、議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について こちらは作成を農地中間管理機構に要請するものです。 古市地区4件です。
	次に、議案第8号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について こちらは市長から意見聴取がありましたものです。 古市地区2件です。
	最後に、議案第9号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の規定による承認申請について 西浦地区1件です。
	以上、本日ご審議いただきます案件につきましては、報告案件が3件、議案案件が12件の合計15件となります。 それでは議長よろしく申し上げます。
奥野議長	本定例会は成立していますこと先ほど事務局長から報告がありました。 それでは、案件に入る前に私から議事録署名委員を指名させていただくことに、ご異議ありませんか。
委 員	異議なし
奥野議長	それでは、本日の議事録署名委員を麻委員と小池委員にお願いしたいと思います。 それでは、報告第3号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします
事 務 局	農地法第4条第1項第7号の届出について、ご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。 自分の土地を自分のために使用するための届出となります。 1件目です。位置図①4条届出をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 対象農地は、栄町336番5 地目は、畑 面積は、119㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、住宅で、この案件につきましては既に転用済の案件となっております。 現地確認委員は、麻委員です。 2件目です。位置図②4条届出をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 対象農地は、誉田三丁目21番1 地目は、田 面積は、633㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、共同住宅用地、住宅用地、公衆用道路となっております。 現地確認委員は、笹本委員です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の（2）の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。 現地確認していただきました結果、現地確認委員から異議がございません

事 務 局	でしたので報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。 続きまして、報告第4号耕作目的変更届について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	耕作目的変更届について、ご説明させていただきます。 この届出は、農地の耕作の目的を変更するための届出です。 位置図③耕作目的変更をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 対象農地は、南古市一丁目1365番1 地目は、田 面積は、405㎡ 届出人は議案書のとおりです。 変更理由は、市街化区域の隣接環境での水稻耕作の継続が難しくなり、畑作にて耕作を継続するためです。 田から畑に耕作目的を変更するものとなっております。 現地確認委員は、麻委員です。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたので報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	耕作目的変更届について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員、承認よろしくお願いいたします。
奥野議長	議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明させていただきます。 本件は農地の所有権移転を行うものです。 1件目です。地図④3条許可をご参照ください。 地区名は、西浦地区です。申請地は、壺井149番1 地目は、田 面積は、287㎡です。 譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。 現地は、広瀬の地域にある壺井地番の農地です。 権利の種類は、所有権移転の持分移転となります。 申請地の所有権が親族二人による共有持分となっています。共有者である譲受人が単独所有するため、申請されたものです。 現地については、一部休耕地になっていますが、今後露地野菜等を作付けする計画で、夫婦二人で年間150日の従事日数にて、耕作に努められるとのこと。 当局としては、今後農地を有効に活用することで休耕地を改善されるものと判断しております。 農業器具とかは、すでに用意されており共に耕作に地道に努めていくことになっております。 現地確認委員は塩田委員です。

事務局	2件目です。地図⑤3条許可をご参照ください。 地区名は、古市地区です。申請地は、古市1764番 地目は、田 面積は1,120㎡です。 譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。 現地は、南阪奈道路の北側に広がる古市地内の市街化調整区域内農地です。 権利の種類については、所有権移転となります。 譲受人は、申請地に近接する農地を所有されている専業農家の方で、譲渡人が耕作の維持が高齢等の理由で困難になってきており、相談を受けたところ、耕作の規模を拡大のため農地を購入されることになりました。 譲受人は、世帯3人により、年間従事日数は200日以上を計画されており、自作地と今回取得される農地を含め、計画的に農地を耕作されるものと判断しております。 現地確認委員は麻委員です。 3件目です。地図⑥3条許可をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 申請地は、碓井二丁目628番 地目は、田 面積は、852㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 現地は、石川左岸側の碓井二丁目地内にある市街化調整区域内にあります。 権利の種類は所有権移転となります。 現地については、休耕地の状態で地主が耕作を維持できず、担い手を探していたところ、譲受人が所有権を得ることになりました。 譲受人は、現在駒ヶ谷地区で、ブドウ畑を借りて栽培を行っており、実績を積み農地を取得するなど耕作規模を拡大されている専業農家です。 今回、申請地を取得後にサツマイモなどの露地野菜を計画されています。なお譲受人は、農芸高校を卒業後、園芸の専門学校に1年、農業大学校を2年就学しており、ブドウの他露地野菜の作付けにも対応できる能力は十分あり、営農計画について、トラクター等機材の所有もしており、年間の従事日数も300日以上可能との事で営農においては、支障はないと判断しております。 現地確認委員は松永委員です 以上、3件についてご審議お願いいたします。
奥野議長	1件目の西浦地区の農地法第3条の規定による許可申請について地元委員いかがですか。
地元委員	説明していただいたとおり、現地確認しました。問題はないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、1件目の西浦地区の農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。
奥野議長	2件目の古市地区の農地法第3条の規定による許可申請について地元委員いかがですか。
地元委員	この件につきまして、2月3日現地確認をさせていただきました。現地の方

地元委員	なんですけども、市民農園のような形跡はあるんですけども、耕作については十分、耕作されていまして、営農上問題はないかと思っておりますので、3条の申請は適正かと思っております。以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、2件目の古市地区の農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。
奥野議長	3件目の古市地区の農地法第3条の規定による許可申請について地元委員いかがですか。
地元委員	現地は1月31日に現地の確認をしましたけど、今はミカンの木が1本あるぐらいで、きれいに整地はされていまして。以前はブドウがもう一つかなと思うんですけど、前面には農道との境界が土もりとかされていまして、はっきりしないんですけど売買になった時には地元の水利組合さんとか区長さんとか話し合いが必要かなと思うんですけど、この件につきましては、問題はないかと思っております。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、3件目の古市地区の農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。
奥野議長	議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請について2件あげておりますが、訂正があります。 1件目、丹比地区 河原城996番につきましては、委員さんと既に立会いも済んでおるんですが、申請における内容について適正に訂正する部分が出たので、申請者側の代理人とも協議した結果、今回定例会への上程は見送ることでご同意いただきましたので、次月以降、上程の方させていただきますので、今回上程につきましては取り消すとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。 続きまして、2件目にあります駒ヶ谷地区を説明させていただきます。 これは、市街化調整区域における所有権移転の転用申請でございます。 地区名は、駒ヶ谷地区 申請地は、飛鳥739番1 地目は、田 面積は、587㎡となっております。 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 申請地につきましては、上ノ太子駅から範囲約150mほどの近接したところにありまして、農地区分といたしましては、鉄道駅から300m以内に位置してることから農地法でいう第3種農地という位置づけになります。 今回の転用目的につきましては、露天駐車場ということで、羽曳野市内に建設業を営む譲受人、工事会社、事業の拡大のために既存の駐車場では手狭になっており、新たな駐車場を探していたところ今回申請地の農地を取得し、碎石敷の露天駐

事務局	車場として整備するものです。 施工計画におきましては、碎石を15cmほど敷きまして、基本的に盛土等の規制の対象にはかからないということになっております。 周辺は、前面道路は市道認定はされておらないのですが、飛鳥川のすぐ際になっており、地目が内務省、国土交通省の官有地の道路と接道しております。 経路としましては、上ノ太子駅のロータリーから官道を通して、進入経路となっております。 幅は3mほどで、普通車両もしくは2tトラック等の進入が可能となっております。 周辺農地に対する施工計画におきましては、隣接する東側の水路に敷地内にU字側溝を設け、雨水を集積し、宅内の会所枡を1か所新設して、そこから既存水路に放流するという形になっております。 碎石敷きですので少々の雨では自然透水で隣接には雨水等が流入することはないんですが、念には念を入れて、周辺3方向に対して、北側東側西側の3面に対してはコンクリートブロックを積み上げてそこからフェンスも建てるということで、周辺に対する農地の防除対策については十分な計画をもってやっていけるということになっております。 資金力なんですけども、この法人が土地を購入して、先ほどの施工計画を行った経費以上に十分な資金であることを残高証明書の提出によって確認しております。 よって、計画における事業遂行については問題ないと考えております。 あと、他法の法令につきましても、500㎡を超える計画でございますが、建物を伴わない計画となっておりますので、必要とされております開発の不要証明も提出されており、必要な書類等は申請書と一緒に提出されており、不備がないと考えております。 また、計画の履行については問題ないと判断しております。 説明については以上です。 現地確認委員は、駒ヶ谷地区の植野委員と、地元委員の吉田隆美委員、吉田繁委員となっております。 よろしくご審議のほどお願いいたします。
奥野議長	2件目の駒ヶ谷地区の農地法第5条の規定による許可申請について地元委員いかがですか。
地元委員	駒ヶ谷の植野委員と通法寺の吉田委員と現地確認をさせていただきました。譲渡人のご主人が3年前にお亡くなりになられまして、その後、地目は田ですがブドウ栽培をされてましてそれ以降ブドウを廃業されました。確認させていただきましたブドウの木は根だけ残ってまして、農業という部分からは遠ざかっていたということで、駅のそばで駐車場ということで、計画書を見ると15台ぐらいは止められるということで社員の駐車場もできるし、また余った部分は隣の太子町の通勤客の駐車場もできると思います。譲渡人の方ですけど、年齢的にも80半ばをこえてられますので、譲渡されても問題ないと思います。先ほどご説明があったように、わりときっちりした会社みたいですので、心配ないと思っております。 以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。

奥野議長	異議がないようですので、2件目の駒ヶ谷地区の農地法第5条の規定による許可申請は、許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。
奥野議長	つづきまして、議案第6号相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局より説明をお願いします。
事務局	相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明させていただきます。 これは、被相続人及び相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の相続税の納税猶予の適用を受けるための証明です。 地図⑨適格者証明をご参照ください。地区名は、西浦地区です。 適用農地は、羽曳野市西浦928番 地目は、田 面積は、1,276㎡です。 被相続人、相続人は議案書のとおりです。 相続開始年月日は、令和6年4月2日です。 申請地は、西浦地内にあります市街化調整区域内にある農地でございます。 申請人は、被相続人は生前市外のかたで現農地は遠方ということもあって、利用権設定をもって耕作をされている状態でした。利用権設定が満期に近づく前に引続き相続人が利用権設定を更新しようと思ったところ、適格者証明を出すにあたって相続を整理しなければならないということで更新ができなかった状態となっております。今回、相続税の納税猶予を受けるために適格者証明を申請してきたんですが、農地の状態につきましては、現地はビニルハウスが3基建っているところで、そのうち1基が栽培形態は見受けられました。残りの2基については草の方は激しくはなく保全はされているのですが、休耕地が残っているような状態です。 ただ、遠方ということもありますので、引続き利用権設定を再開させて担い手で引続き休耕地を改善して適正な管理に向けて指導を行いつつ、推移を広げていきたいと考えております。 相続人につきましては大阪府内の事務局の方に、他に所有している農地の状況はどうかを担当者に問い合わせたところ、適正に管理していると返ってきました。 ただ、遠方の所は利用権などを設定して適正に管理するような方策を立てて管理していると伺っております。 今回のつきましては、休耕地もあるのですが、適正な管理を推移も見守りながら、今回、上程について問題はないかなと事務局としては考えております。 説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。
奥野議長	西浦地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明について、地元委員いかがですか。
地元委員	今ご説明あったとおり、ビニルハウスが建っていて手入れは間違いなくやっているのではないかなという感じですので、問題はないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、西浦地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明については、原案どおり可決決定いたします。
奥野議長	議案第7号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、事務局から説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、ご説明させていただきます。 1件目です。地図⑩利用権設定をご参照ください。

事 務 局	地区名は、古市地区です。 申請地は、誉田七丁目823番1 地目は、田 面積は、719㎡です。 権利の種類は、賃借権です。 利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者については議案書のとおりです。 契約期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となっております。 この案件は、利用権の再設定となります。 現地については、誉田地内にある市街化調整区域内の農地です。 現地はイチジク畑で、転借人は現在もこの農地を借り受けておりますが、体調不良等のご事情から、当該農地については、耕作が出来ていない状況が続いております。体調が回復されてからは、農地の保全が行われています。当該地の今後の計画としては、2年程度かけてイチジクの木を植え替えるご予定です。農地全体の植え替え期間中の空いたスペースにつきましては、野菜を植える等の農地としての活用をご計画されています。 現在、羽曳野市内にある他の農地については、営農されていることから、今後、農地を計画的にかつ、周辺農地に支障なく耕作をされるものと判断しています。 現在の利用権設定期間中に、耕作出来ていない期間があったことから再設定を行うのか協議された結果、所有者、転借人、農地中間管理機構の3者が合意をされました。転借人についても、今後効率的に農地を利用する計画が示されたこともあり、再設定することに差し支えがないと判断いたします。 現地確認委員は笹本委員です。 2件目です。地図⑪利用権設定をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 申請地は、古市1770番1 地目は、田 面積は、677㎡ 古市1771番1 地目は、田 面積は、430㎡ 以上2筆 合計 1,107㎡となります。 権利の種類は、使用貸借権です。 利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者につきましては、議案書のとおりです。 契約期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となっております。 現地については、古市地内の調整区域内農地です。転借人は、現在羽曳野市内と藤井寺市内において、5,000㎡程度農地を所有されています。 今回、所有者が農地を管理がすることが困難になったことと、転借人の営農規模拡大により、当該農地を貸借されるものです。水稻栽培を計画されています。 経歴、所有されている機材から営農計画どおり、農地を計画的にかつ周辺農地にも支障なく営農できるものと判断しています。現地確認委員は麻委員です。 3件目です。地図⑫利用権設定をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 申請地は、 古市1770番2 地目は、田 面積は、826㎡ 古市1771番2 地目は、田 面積は、426㎡ 古市1772番 地目は、田 面積は、396㎡
-------	--

事務局	古市1773番 地目は、田 面積は、823㎡ 以上4筆 合計 2,471㎡となっております。 権利の種類は、使用貸借権です。利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者については、議案書のとおりです。 契約期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間です。 現地については、古市地内の調整区域内農地です。 先程の農地に隣接し、転借人は同じ人物です。転借人は、現在羽曳野市内と藤井寺市内において、5,000 ㎡程度農地を所有されています。 今回、所有者が農地を管理がすることが困難になったことと、転借人の営農規模拡大により、当該農地を貸借されるものです。水稻栽培を計画されています。 所有されている機材から営農計画どおり、農地を計画的にかつ周辺農地にも支障なく営農できるものと判断しています。 現地確認委員は麻委員です。 4件目です。地図⑬利用権設定をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 申請地は、申請地は、古市1715番 地目は、田 面積1,713㎡です。 権利の種類は、使用貸借権です。 利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者につきましては、議案書のとおりです。 契約期間は、令和7年4月1日から令和9年4月30日までの2年1ヶ月となっております。 現地については、古市地内の調整区域内農地です。転借人は、現在羽曳野市内にて、農地を借り受けて、盛んに営農されています。当該農地は、以前別の転借人に貸し出しされておりましたが、耕作出来ない状況となり、今回新たに、近隣で耕作の実績がある転借人が借り受けるものです。露地野菜の作付を計画されています。 利用権設定期間については、所有者と農地中間管理機構との契約期間中であるため、残りの2年1ヶ月を借り受けられます。現在の実績、所有されている機材から営農計画どおり、農地を計画的にかつ周辺農地にも支障なく営農できるものと判断しています。 現地確認委員は松本武博委員です。 以上4件の案件についてご審議願います。
奥野議長	1 件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について地元委員いかがですか。
地元委員	問題の案件です。借受け人の方は3年間借り受けたんですがほぼ放置の状態です。荒れています。基本的には次の契約更新はないのではと思います。荒れ果ててます。所有者の方が、意欲を見せてやってくれるのやったら契約を更新しても構わないが、やる気がなくなった時にはすぐ返してもらうで、そういうふうに言うてはります。双方で継続の合意がなってるというものの、今後、借受け人の方の姿勢によっては問題出てくる案件です。契約期間を1年間として、1年で本人のやる気が見えるという期間を設定して、5年と書いてますけど、1年でいいのではというのが私の意見です。 以上です。
奥野議長	ありがとうございます。

奥野議長	笹本委員から若干異議があるということですが、事務局の方からお願いします。
事務局	笹本委員からのご指摘につきましては、制度的には基本的には5年というくりがあるのですが、スタートとしましては、今回、更新に当たっては、事務局から説明があったようにご病気のこともあり、改善に向けて転借人、所有者、みどり公社と話し合った結果、更新に際してはスタートしていきこうとなっておりますので、1年、2年経ってみてまた同じようなことになるのか、100%の保証がないのですが、委員ご懸念のとおり1年、2年経ってわからない分どうするのかというのはみどり公社が指導的な立場で転借人に対して指導できますので、また農業委員会につきましても耕作農地が適正に管理されていない観点から、両者から監視しつつ場合によってはみどり公社等、転借人全員の協議の場で対処できるよう意思疎通しながら考えていきたいと思っておりますので、毎回、1年1年注意してパトロールすることになりますし、地元でやってないということでありましたら、即座に対応をとるような体制は整えたいと思っておりますので、とりあえず今回の推移につきましてはまず1年見守っていくという形で、今回上程を通していくということでしょうか。
地元委員	ご本人さん、やりますと言うてはりますけど、口約束だけで、5年の長期でしばってしまうのはどうかなというのがあります。3年も放置してきたので、やります、っていう言葉一つで、信用していいのかなという問題なんですけど。 契約書を取り交わすと思っておりますけど、所有者から、改善が見られんから返してくれ、原状回復して返してくれと、今ほんまに荒れている。あのまま返されたって所有者困るだけやから、基本原状回復ですわ。原状回復して返してもらうというのが筋やと思うんですわ。3年間ほったらかしといたんやから。契約の期間でちゃんと原状回復までしてさらに植えるんやった植えたらいいんやけどね。そういう意味でも契約更新したらいいと思うんですけど、きつい文言を契約書の中に入れて、申し出があったら返すものとするみたいなことが書けないのか。説明で5年で、それ以上短いのはあかんということで法律で決まっているということなので、そこをこだわっても仕方ないと思うので、5年の契約期間で渋々仕方ないと思っていますけど、所有者の都合、借り手の都合、改善が見られないという時には返してもらうという手を打てるのか、そこが気になるんです。
奥野議長	但し書きを書面に書かれないのかというご意見ですが
事務局	文言等を入れるかどうか、今後みどり公社が作成することがありますので、一度、そういう文言を入れるか、付け加えられるかどうか今後協議させていただきますので、またその回答を次回報告させていただくという形でよろしいでしょうか。 今回の上程については、条件付きでないとあかんということですか。
地元委員	契約は合意してるのだから更新はしてもいいのかと思うんですけどね、問題が発生した時の対応はちゃんとできるのかどうか不安がある。
事務局	農業委員会としても今後注視できますので、1か月しても全然動きがなかったら、みどり公社にも話を通して、対応がとれるかどうか協議を行うということでしょうか この件につきまして、調整をさせていただきますので、一旦保留という形

事務局	で次月持ち越しという形で整理するという形で皆さんよろしいでしょうか。次月にまたまとめて報告するという形でよろしくお願いいたします。
奥野議長	よろしいでしょうか。
委員	異議なし。
奥野議長	2件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	2件目古市1770番、1771番それに続きます⑪番⑫番も一緒に、水稻の作付けの跡がございました。一部耕運もされているので、継続して耕作していただけると判断しますので、農用地利用集積等促進計画としての承認については、6筆については、問題ないと現地の方で判断させていただきました。
奥野議長	2件目、3件目も地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。2件目、3件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	4件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について地元委員いかがですか。
地元委員	問題はないです。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。4件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	議案第8号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第8号農用地利用集積等促進計画(案)について説明させていただきます。 1件目です。地図⑭利用権設定をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 申請地は、碓井三丁目565番 地目は、田 面積は、274㎡ 碓井三丁目566番 地目は、田 面積は、1,540㎡ 以上2筆 合計 1,814㎡です。 権利の種類は、賃貸借権です。 利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者は議案書のとおりです。 契約期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。 現地は、碓井三丁目地内にある市街化調整区域内の農地です。 転借人は、現在羽曳野市内にて、農地を借り受けて、盛んに営農されています。 イチジクの作付けを計画されています。現在の実績、所有されている機材から営農計画どおり、農地を計画的にかつ周辺農地にも支障なく営農できるものと判断しております。

事 務 局	現地確認委員は、松永委員です。 説明は、以上です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
奥野議長	1件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について地元委員いかがですか。
地元委員	1月31日に現地を確認しました。北側の半分はイチジクを植えておられまして、南側の半分にはカブラの植え付けをされているところです。トンネルでも栽培されています。所有者の方とも話をされていまして継続の方よろしく願いますという了解も得てるということです。問題はないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。1件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
事 務 局	2件目について説明させていただきます。地図⑮利用権設定をご参照ください。 地区名は 古市地区となります。 申請地は、碓井三丁目522番 地目は、田 面積は、919㎡ 碓井三丁目524番 地目は、田 面積は、1,170㎡ 碓井三丁目525番 地目は、田 面積は、1,398㎡ 以上3筆 合計 3,487㎡となります。 権利の種類は、使用貸借権となります。 利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者は議案書のとおりです。 契約期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間です。 現地は、碓井三丁目地内にある市街化調整区域内の農地です。転借人は、以前より当該農地を借り受けて、耕作されております。所有されている機材から営農計画どおり、農地を計画的にかつ周辺農地にも支障なく営農できるものと判断しています。 現地確認委員は、松永委員です。 以上、ご審議願います。
奥野議長	2件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について地元委員いかがですか。
地元委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。2件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	続きまして議案第9号特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の規定による承認申請について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第9号特定農地貸付け承認申請について説明させていただきます。

事務局	この制度につきましては、市民農園を開設する方法の一つとして創設されたもので、都市住民等への趣味的な農地の目的として貸し付ける制度となっております。 開設するまでの手続きとして、農地の貸し付け者はまず、羽曳野市長との間で貸付け協定を締結する必要があります。 その協定が締結されましたら、貸付け者は自らが作成した貸付け規程等を添えて、農業委員会に対して承認を求めることとなります。これが今回、承認の申請という形で上がっている案件でございますが、次に申請の内容につきましては、西浦地区となりまして、議案書に示されています西浦2筆、農地について現在市民農園を開設されており、承認を求めるものですが、経緯がありまして、現在ここに載っております、申請者の前所有者の方が親族関係にあたられてまして、11月に3条許可申請でこの方がこの農地を所有されている議案があがってきてたんですが、今回、貸付け者としての引継ぎという立場で、今回、更新ではないですが、所有者変わったという事で新規扱いで承認申請を上げていただいたものでございます。 引続き農園としての形態は整っておりまして、計画数32区画、規程内容は貸付け者が借受け者に対しての契約関係の内容のものなんですけども、それにつきましても前回と引き続き変わっておりませんので、特段内容の変更等はありません。ただ、一点だけ、一区画当たりの年間の使用料につきまして、増額するという事で、金額の方もお示しいただいております。一区画当たり6千円から1万6千円という形で、今回規程を定められております。 現況といたしましては、概ね32区画中ほぼ貸農園うまっております、健全に営農されていることとなっております。事務局といたしましても金額は変わりましても既定の内容等の変更はございません。一応最初から手続きを踏んでおられますので、運営に関しては問題ないと判断しております。説明は以上です。
奥野議長	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の規定による承認申請について地元委員いかがですか。
地元委員	ちゃんと運営されているような状態でしたので問題はないのかなと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、西浦地区の特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の規定による承認申請について原案どおり承認いたします。
奥野議長	これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 15：10】